

# 訪問看護・予防訪問看護重要事項説明書

訪問看護・予防訪問看護の提供にあたり、厚生省令第37号(厚生省第79号正)第8条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 複十字訪問看護ステーションの概要

事業者名称	公益財団法人結核予防会
事業所名称	複十字訪問看護ステーション
所在地	東京都清瀬市松山3丁目1番24号
指定番号	1364790020
電話番号	電話:042-491-9208 FAX:042-492-7092
URL	<a href="https://www.fukujuji.org">https://www.fukujuji.org</a>
管理者氏名	花澤 敬子

## 2. 職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
看護師	4名		4名
事務員		2名	2名

## 3. サービス提供時間

- (1)営業日 :月・火・水・木・金曜日 (ただし、12月30日～1月3日を除く)
- (2)営業時間 :8:30～17:00
- (3)常時24時間体制あり(営業日・営業時間外に緊急時対応ができる体制)

## 4. 訪問実施地域

通常の訪問実施地域は、清瀬市全域。

東久留米市・東村山市・新座市・西東京市・所沢市のそれぞれの一部も相談にて応じる。

## 5. 主な看護サービス内容

- ①全身状態や、病状の観察(バイタルサイン測定など)
- ②点滴やカテーテル管理など医療処置、医療機器管理
- ③褥瘡や創傷など予防と処置
- ④清潔ケア
- ⑤食事や排せつのケア
- ⑥服薬管理

- ⑦認知症ケア
- ⑧心のケア
- ⑨療養生活の相談とアドバイス
- ⑩介護指導
- ⑪24時間緊急対応(契約者のみ)
- ⑫医療・介護・福祉・行政機関との連携

## 6. 利用料金(詳細は別表参照)

- (1)利用者は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(介護保険)」「健康保険等に規定する基本利用料(医療保険)」に定める料金を支払います。
- (2)以下に定めるものに対しては自費により利用者より支払われます。
  - (ア) 介護保険給付限度額を超えたもの
  - (イ) 介護保険にて通常の業務の実施地域を越える場合の交通費(清瀬市以外の地域)
    - ・事業所から片道1kmにつき100円(徴収は片道分)
  - (ウ) 医療保険にて行う訪問看護の交通費(清瀬市含む全ての地域)
    - ・事業所から片道1kmにつき100円(徴収は片道分)
  - (エ) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- (3)前2項の利用料については、その内容の請求書を利用者またはその家族に提出し、支払いを受けた時には領収書を交付します。
- (4)訪問看護提供の開始に際し、利用者またはその家族に対し利用料並びに内容及び金額に関して事前に文書で説明した上で、支払いに同意の旨の文書に署名をうけます。

※別紙 利用料金表等参照

## 7. 事業の目的と運営方針

目的:利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という)の提供を確保することを目的とします。

運営方針

- (1)利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るように、その療養生活を支援し心身機能の維持回復を目指すものとします。
- (2)サービスにあたっては医師、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3)利用者やその家族が望まれる医療上の支援、疾病の予防的ケア、介護される家族の健康及び生活を大切にしたいケアを提供します。
- (4)自ら提供する訪問看護の質の評価を行ない、常にその改善を図ります。

## 8. 訪問看護の提供方法

- (1)介護保険においては主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という)及び居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という)、介護予防サービス計画(以下「介護予防ケアプラン」という)にそって個別に訪問看護計画書を作成しそれに基づき訪問看護を行い、実施事項を訪問看護報告書として作成します。

- (2) 医療保険においては主治医の指示書と訪問看護計画書に基づき訪問看護を行い、実施事項を訪問看護報告書として作成します。
- (3) 「ケアプラン」「介護予防ケアプラン」「訪問看護計画書」は個別に作成し利用者に同意を得ます。
- (4) サービス提供の記録は訪問看護終了から2年間保存します。

## 9. 緊急時、事故等における対応

- (1) 訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。
- (2) 前項について、しかるべき処置をした場合には速やかに管理者及び主治医に報告します。
- (3) 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (4) 利用者に対する訪問看護の提供により損害すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行いません。
- (5) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存します。

## 10. 衛生管理等

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行なうとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所内外での感染症の発生及びまん延防止のために、次のとおり必要な措置を講じます。
  - (ア) 感染症の発生及びまん延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を行い、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努めます。
  - (イ) 感染症の発生及びまん延防止のための指針を定めます。
  - (ウ) 感染症の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底します。

## 11. 虐待の防止への対応

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に十分に周知します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報します。

## 12. 災害時の対応

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、サービス履行が困難な場合は日程、時間の調整をさせていただくことがあります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、サービス履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任は負いません。

### 13. ハラスメントへの対応

- (1) 利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、ハラスメント(モラルハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーズハラスメント等)により訪問看護の継続に支障がある場合はサービス提供のその中止等を含み対処する場合があります。
- (2) 状況や内容に応じては法的手段を講じる場合があります。

### 14. 秘密の保持と個人情報の保護

個人情報保護に関する法律を遵守し、当訪問看護ステーションを利用される方、およびその家族の尊厳を守り、その権利と利益を保護するために個人情報に関する方針を定めこの履行努めます。

### 15. 業務継続に向けた取り組みの強化について

- (1) 感染症等や非常災害時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 16. 苦情処理

- (1) 提供した訪問看護サービスに係る利用者及びその家族からからの苦情に迅速にかつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じます。
- (2) 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとし、その完結の日から2年間保存します。
- (3) 苦情申し立て窓口

・複十字訪問看護ステーション 担当者:花澤 敬子 電話 042-491-9208

・清瀬市介護保険課 電話 042-492-5111

・東村山市介護保険課 電話 042-393-5111

・東久留米市介護保険課 電話 042-470-7777

・西東京市介護保険相談 電話 042-438-4032

・新座市介護保険課 電話 048-477-1111

・所沢市役所保険福祉部介護保険課 電話 04-2998-9420

・東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口03-6238-0177

受付時間(土・日・祝祭日を除く)午前9時～午後5時まで

平成23年11月作成

令和6年6月 第11回改正

令和6年10月 第12回改正